



アジア開発銀行及び その借り手による コンサルタント雇用の ガイドライン

1998年10月

アジア開発銀行及び その借り手による コンサルタント雇用の ガイドライン

(注) 本ガイドラインの原典は英文であり、日本語訳との間で解釈に疑義が生じた場合は、原典が優先される。

この小冊子所収の「アジア開発銀行及びその借り手によるコンサルタント雇用のガイドライン」は、1968年2月に承認され、1973年5月及び1979年4月に改定された、ADB及びその借り手によるコンサルタントの雇用を規定するガイドラインを改定した最新版である。

目次

	頁
・序文	1
・ADBによるコンサルタントの雇用	5
・借り手によるコンサルタントの雇用	6
・国内コンサルタント及び開発途上加盟国の コンサルタントの雇用	7
・コンサルティング会社の業務	9
(1) コンサルティング会社の一般的責任	9
(2) 請負業者または製造業者に関連した エンジニアリング会社	10
(3) コンサルティング業務の継続	11
・コンサルティング会社の選定手続	12
(1) はじめに	12
(2) 業務内容指示書 (Terms of Reference)	12
(3) コンサルティング会社の「選抜候補名簿 (ショートリスト)」	12
(4) 提案の招請	14
(5) 提案の評価	15
(6) 契約交渉	15
(7) 2通封筒システム	16
(8) 特殊な選定手続	17

	頁
. コンサルティング会社に関する ADB の ファイル	18
. 個人コンサルタント	19
(1) 業務の種類	19
(2) 選定手続	19
. 補則	21
(1) コンサルタント募集の時期	21
(2) コンサルタントの提言	22
(3) 契約の終了	22

. 序文

1.01

(a) 様々な分野の個人あるいは法人のコンサルタントが、ADBが業務を実施する際に、また、ADBの借り手(注)がADB融資プロジェクトを実施する際に利用される。コンサルタントは、プロジェクトの準備、建設及び運営、ならびに関連業務を最も効率的、経済的に行うために、ADB及びその借り手が必要とするものである。これら業務における効率性と経済性は、注意深い計画、設計及び監督によって確保されるものであり、このために必要であれば、コンサルタントを利用することが重要である。ADB及びその借り手が雇用するコンサルタントは、受託する業務について十分な能力を持っていなければならない。

(b) したがって、コンサルタントが要求される業務を遂行する技術水準が、ADB及びその借り手がコンサルタントを選定する際の最も重要な基準となる。これを前提に、ADBは、ADB及びその借り手が雇用するコンサルタントが、加盟諸国からバランスよく雇用されることを求めている。開発途上加盟国出身コンサルタントの雇用を奨励し、これらの国のコンサルティング業務の発展を促すこともADBの政策である。

1.02

この小冊子は、ADB及びその借り手によるコンサルタント雇用に関する、ADBの方針と手続を説明するものである。このガイドラインの諸条項は、ADBが業務においてコンサルタントを雇用するすべての場合に適用されるべきものである。ガイドラインの諸条項はまた、ADBが別段の合意をしない限り、ADB融資プロジェクトの借り手がコンサルタントを雇用するすべての場合に適用され

注： この小冊子でいう「借り手」には、借り手が直接、プロジェクトを履行しない場合、ADB融資プロジェクトの履行に当たる代理機関が含まれる。

るべきものである。この小冊子は1968年、1973年、及び1979年に発行されたガイドラインの改定分を含んでいる。

1.03

ADBまたはその借り手が雇用するコンサルタントは、状況によって、個人コンサルタントであることもコンサルティング会社であることもあり得る。「個人コンサルタント」の雇用及び「コンサルティング会社」の雇用の相違は、本小冊子において述べるとおり、特定の任務に関するコンサルタントの選定が雇用対象の個人専門家の資格と経験に基づいて行われるか、あるいは雇用対象のコンサルティング会社（提供する人とサービスを含む）の能力と経験に基づいて行われるかにより決まる。この意味で、「個人コンサルタント」は、直接あるいは組織（コンサルティング会社、研究所等）を通して雇用することが可能である（後掲の第8.05節参照）。

1.04

ADBの通常資本財源からの融資により雇用されるコンサルタントは、ADBの加盟諸国から雇用されなければならない。ADBの特別基金財源からの融資により雇用されるコンサルタントは、ADBが指定する適格国の中から雇用されなければならない。

1.05

ADBは、ADBの融資により雇用されるコンサルタントと同様に、借り手（ADBの貸付の受益者を含む）が、選定過程において及び当該契約の履行に当って、最高の倫理基準を遵守する。このため、ADBは、以下の措置をとる。

(a) この条項の適用において、以下に掲げる用語を次のように定義する。

(i) 「腐敗行為」とは、自らの地位を乱用することにより、自身及び/またはその関係者に不当かつ不法に利益を与え、あるいは、他人に同様の行動をするように勧誘する、官庁または民

間会社の担当者の行為をいう。これには、選定
手続、または契約の履行に際して、担当者の行
動に影響を与える目的で、金品の提供を申し
出、あるいは、金品を与え、受領し、または要
求する行為が含まれる。

(ii)「不正行為」とは、選定手続または契約の実施
に影響を与える目的で、借り手の損害になる
ような虚偽の事実を表示すること、あるいは、
自由で開放的な競争入札による借り手側の利益
を損なうような(提案の提出前後の)コンサル
タント間の談合行為をいう。

(b)指名を受けたコンサルタントが当該契約に係る選
定過程において腐敗または不正行為を行ったと判
明した場合、当該指名を無効とする。

(c)腐敗または不正行為が、選定手続または当該契約
履行の期間中に借り手または貸付の受益者らに
よって行われ、しかも借り手がそうした状況を是
正するためにADBが認めうるような迅速かつ適切
な処置を取らなかったと判明した場合は、当該コ
ンサルティング契約に対して割り当てられた部分
の貸付を取消す。

(d)ADBによる融資の対象となる契約に係る選定過程
または実施において、コンサルタントが腐敗また
は不正行為を行ったと判明した場合は、当該コ
ンサルタントについて、無期限に、または特定期間、
ADBによる融資の対象となる契約を受注できない
旨宣告する。

(e) ADBの貸付により資金が供与される契約において、
コンサルタントに対し、ADBは当該契約の履行に
関するコンサルタントの勘定及び記録を監査し、ま
た、ADBの任命した監査人にそれらを監査させる
ことを認める条項を規定させる権利を有する。

1.06

ADBの特別の合意がある場合、借り手は、ADBの融資の対象となっている大口契約に係る「提案の招請状」に、選定過程及び契約の履行において、「提案の招請状」に掲げる、当該国の（贈収賄を含む）不正、腐敗防止法規をコンサルタントが遵守する旨の誓約を盛り込むことができる。こうした誓約が挿入された書類には、それが借り手の要求によって入れられた旨の、脚注も挿入されるものとする。

1.07

契約の全部または一部がADBの融資の対象となる場合、当該契約文書には、選定手続に関連して、または契約の履行に際して、提案に表示したもの以外は、手数料、謝金、リベート、贈答品、仲介料またはその他の支払の授受は一切なかった旨のコンサルタントによる誓約が記載されなければならない。

・ ADB によるコンサルタントの雇用

2.01

ADB は、自己の資金を供与する技術援助活動 (Technical Assistance : TA) において、または、他の機関が資金の供与を行い、ADB が当該機関に代わって実施する技術援助活動においても、コンサルタントを雇用することができる。ADB はまた、その業務において自己のスタッフを補うためにコンサルタントを雇用することができる。ADB がこうした際にコンサルタントを雇用する場合、当該コンサルタントはADB が選定し、かつ、雇用するものとする。コンサルタントの任務は、技術援助プロジェクトの場合、その援助受入れ機関と協力して作成される業務内容指示書 (Terms of Reference) にこれを規定する [後掲の第 6.02 節 (b) 参照]

2.02

雇用契約が解除された後、ADB が決定した場合、当該コンサルタントは、同一のプロジェクトに関する以後の業務には携わらないよう要求されることがある。

借手によるコンサルタントの雇用

3.01

ADBからの借手は、ADBが融資するプロジェクトの実施に際して、補助を得るためにコンサルタントを雇用することができる。特定のADB融資プロジェクトにおけるコンサルタントの必要性は、当該プロジェクトの評価の時期が、その後状況の許すときに、ADB及び借手によって慎重に検討されるものとする。ADBは、必要があれば、借手にコンサルタントを雇用するように要求することができる。

3.02

(a)借手は、コンサルタントを雇用する場合、その選定、契約及び監督に責任を持つものとする。しかしながら、次の諸点についてADBの同意を得なければならない。すなわち、コンサルタントに委託される職務と責任が適切に定義されていること、当該コンサルタントにその任務を引き受ける十分な能力があること、その契約条件が満足すべきものであること、当該契約が適切に履行されることである。

(b)これを達成するため、ADBは、借手及びコンサルタントと協議することができる。借手から要求された場合、ADBは、その職員がコンサルタントとの契約交渉に参加し、交渉を補佐することを認めるものとする。ADBは、こうした協議において、業務に関するADBの要求を明確にするとともに、責任を果たし、契約条件を履行する適切な権限を借手がコンサルタントに与えていることを確認するものとする。

(c)本節の前項までの各規定に従い、借手によるコンサルタントの選定及び雇用におけるADBの役割は、各案件毎に、ADBと借手との間の合意によって詳細を取り決めるものとする。

国内コンサルタント及び開発途上加盟国のコンサルタントの雇用

4.01

ADBは、国内コンサルタント（注）及び開発途上加盟国出身のコンサルタントが業務を遂行する資格があると見られる場合、これらのコンサルタントの雇用を奨励している。

4.02

特定の業務についてコンサルタントの雇用が検討される場合、ADBの加盟諸国からバランスのとれた形で雇用が行われるよう配慮されなければならない〔後掲の第6.03節（b）及び8.06節を参照〕。その際、ADBとその借り手は、必要な技術資格及び基準が満たされていることを条件に、国内コンサルタント及びその他開発途上加盟国のコンサルタントをできるだけ利用するよう、特別の考慮を払わなければならない。

4.03

（a）特定の業務について提案を提出するよう招請を受けた先進加盟国出身のコンサルティング会社は、要求された業務の一部を提供できる、国内コンサルタントまたはその他の開発途上加盟国のコンサルタントと共同体を組むことが望ましい。評価に影響を与えるその他一切の要因が同等とされた場合、提案の評価に当たって単独に提案を提出した国内コンサルタント、またはその他開発途上加盟国のコンサルタントと同様に、こうした共同体を組んだ会社が優先されるものとする。

（b）国内コンサルタントと外国コンサルティング会社との間の共同体組織が期待されるプロジェクトの場合、借り手または無償資金の受け取り機関は、選

注： 本小冊子において「国内コンサルタント」とは、工事の実施が予定されているADB開発途上加盟国のコンサルタントを指す。

定された外国会社及びADBに、資格内容を付した適切な国内コンサルタントの一覧表を提供し、選定された外国会社はすべて、当該国内コンサルタント会社との共同体組織を提案することを認められるものとする。

- (c) 先進加盟諸国のコンサルティング会社と国内コンサルタント、または開発途上加盟国のコンサルタントとの間の共同体設立が必要な場合、国内コンサルタントまたはその他開発途上加盟国のコンサルタントが提供する業務は、提案書及び契約に明確に定義し、規定しなければならない。

コンサルティング会社の業務

(1) コンサルティング会社の一般的責任

5.01

ADB及びその借手が利用するコンサルティング会社の業務には、通常、次のものが含まれる。

(i) 投資前の調査

投資優先順位とセクター別の政策を策定し、プロジェクトの立案と実施のための政府の業務体制を評価し、投資プロジェクトの実現可能性及び正当性を判断するための調査を行う。

(ii) 詳細なエンジニアリング及び設計

詳細設計、仕様書、コスト見積り及び入札書類の作成を行う。

(iii) プロジェクトの実施

プロジェクト実施の監督、当初期間のプロジェクト運営支援、研修計画の実行、及びプロジェクトを成功させるための制度構築または財務調査を行う。

5.02

コンサルティング会社は、委託する業務について適切な資格を有していること及び業務(勧告の実施及び仕様、並びに設計の作成を含む)を公平に、かつADBの国際競争入札に関する要求に従って提供する能力を確認した上で雇用されなければならない。

5.03

最終的な設計と仕様作成に従事するコンサルティング会社は、その業務が正確で適切であることについて責任を負う。コンサルティング会社との契約には、この点に関して適切な条項を設定するものとする。その他の目的に従事するコンサルティング会社は、通常、すべての技術的問題に関する借手への助言者として行動するものとし、また、一定の限度内で最終決定を行う権限を借手によって与えられる。

(2) 請負業者または製造業者に関連した エンジニアリング会社

5.04

ADB及びその借り手は、様々な種類のコンサルタントの中からコンサルティング・エンジニア会社を頻繁に雇用する。こうしたエンジニアリング会社は、通常、次のカテゴリーのいずれかに分類される。

- (i) 独立したコンサルティング・エンジニアの会社
- (ii) コンサルティング・エンジニアの機能と請負業者の機能を合わせた会社、または請負業者の関連会社ないしは子会社、あるいは請負業者の所有会社
- (iii) 製造業者の子会社であるコンサルティング・エンジニア会社、または、コンサルティング・エンジニアとしてサービスを提供する部門または設計事務所を持った製造会社

5.05

上記第5.04節(ii)及び(iii)に分類された会社は、通常、自己の役目をコンサルティング・エンジニアに限定し、同一プロジェクト(当該プロジェクトの一部に対する入札を含む)に関しては、自己、関連会社及び子会社がいかなる資格においても業務を行わないと同意した場合にかぎり、参加が認められるものとする。さらに、(iii)に分類された会社の場合、コンサルティング・エンジニアとして当該会社の作成する仕様が(場合により、国際入札であれ国内入札であれ)公平であり、競争入札の要件を満たしていることを確認する必要がある。したがって、コンサルタントとして履行される業務の性格を考慮に入れた後、特殊な状況下で、かつ、明白な理由がある場合のみ、ADB及び借り手は事前資格審査手続の過程で、(ii)及び(iii)に分類された会社、その関連会社及び子会社が請負業者ないしサプライヤーとして、プロジェクト参加のために入札することを共同で合意することができる。

(3) コンサルティング業務の継続

5.06

- (a) コンサルティング会社の職務は、各案件の状況によって異なる。これらの職務には、上記第5.01節に掲げた3つのカテゴリーの業務をすべて含む場合がある。すなわち、(i) 投資前の調査、(ii) 詳細なエンジニアリング及び設計、及び(iii) プロジェクトの実施である。しかし、場合によっては、カテゴリー(i)に述べた投資前調査は、プロジェクトが検討のためADBに提出される前に実施されている可能性がある。この場合、コンサルタントの業務はカテゴリー(ii)及び(iii)に限定される。

- (b) コンサルティング会社が、カテゴリー(i)に掲げたプロジェクトの投資前調査を実施している場合、カテゴリー(ii)及び(iii)に掲げた詳細なエンジニアリングとプロジェクトの実施を行うため、同じ会社を指名するのが適切な場合がある。

- (c) カテゴリー(ii)に掲げた詳細なエンジニアリングと設計、及びカテゴリー(iii)に掲げたプロジェクトの実施は、通常、同じ会社によって行われる必要がある。

コンサルティング会社の選定 手続

(1)はじめに

6.01

このガイドラインに別段の定めがない限り、また、特定の場合にADBによる別途の合意がない限り、本項の次の節に掲げる手続が、ADBまたはその借り手によるコンサルティング会社選定の際に適用されるものとする。

(2)業務内容指示書 (Terms of Reference)

6.02

(a)各案件において、コンサルティング会社の実際の選定手続開始に先立って、コンサルタントに委任される予定の業務、機能及び職務の目標と範囲は、「業務内容指示書 (Terms of Reference)」に明確かつ適切に規定されなくてはならない。通常、業務内容指示書 (Terms of Reference) には、貸付プロジェクトの場合は借り手により、また技術支援プロジェクトの場合は受け入れ機関により、コンサルタントに提供されるデータ、設備及び業務の概要などの追加情報が補足される。

(b)案件により、ADBと借り手、または、ADBと受け入れ機関は、業務内容指示書 (Terms of Reference) の作成に協力し、各案件毎に、その内容について合意するものとする。

(3)コンサルティング会社の「選抜候補名簿 (ショートリスト)」

6.03

(a)業務を委託するためのコンサルティング会社の選定は、通常、当該分野で専門知識を持つとされる妥当な数の会社のリストを作成することから始まる。

- (b)前記のような予備リストに記載された会社の経験と能力を精査して、当該業務に対する提案を提出するよう求められる会社の「選抜候補名簿(ショートリスト)」が作成されるものとする。「選抜候補名簿(ショートリスト)」は、通常、提案を求める招請状を受けるのに最も適格で、ふさわしいと考えられる5社から7社で構成され、同リストに記載される会社は、厳格な比率ではないが、合理的にバランスのとれた形で、ADBの加盟諸国から選定されるようにすべきである。

6.04

借り手が、ADB 融資プロジェクトについてコンサルティング会社の「選抜候補名簿(ショートリスト)」を作成する場合、

- (a)借り手は、コンサルティング会社の業界団体、ADB加盟諸国の在外公館、借り手国の在外公館及びADBなどから、資格のある会社に関する情報を入手することができる。ADBは、借り手にこうした情報を提供する場合、「選抜候補名簿(ショートリスト)」に記載される可能性のあるコンサルティング会社の名前に関し個別の推せんを行わないものとする。
- (b)借り手は、推せんされた会社が業務を履行する能力があり、また、コンサルタントの選定が複数の加盟諸国から幅広く行われることをADBが確認できるよう、提案に対する招請状が「選抜候補名簿(ショートリスト)」に記載されたコンサルティング会社に発行される前に、同名簿への記載を提案するコンサルタント会社の名前をADBに提出するものとする。ADBは、借り手が提案した会社を否認する権利を留保するが、履行すべき業務が極めて少数の会社しか行えないような特殊な性格のものでない限り、特定の指名または示唆を行うことは控えるものとする。

6.05

ADB自身が技術支援プロジェクトに対するコンサルティング会社を選定する場合、提案を求める招請状を当該会社に発行する前に、「選抜候補名簿（ショートリスト）」に記載すべき会社の名前を受け入れ機関に送付し、コメントもしくは反対意見を求めるものとする。

（４）提案の招請

6.06

上記第6.03 - 6.05節に従ってコンサルティング会社の「選抜候補名簿（ショートリスト）」が作成された後、同名簿に列記された会社に提案を提出するよう招請状が発行される。

6.07

提案招請状には、業務内容指示書（Terms of Reference）（上記第6.02節参照）その他提案業務及び当該業務の履行条件に関する補足情報（推定されるコンサルタントの必要量（人／月）を含めることもある）を記載するものとする。

6.08

下記第6.13節に別段の定めがない限り、提案招請状には、この段階では提案に費用提案は含めないこと、会社の選定は当該業務を履行する資格に基づいて行われること、費用提案は、選定された会社との契約交渉の時のみ討議され、合意されること、を明確に表示するものとする。

6.09

コンサルティング会社は、提案の中で、当該業務に任命すべき人員の名前と資格とともに、業務内容指示書（Terms of Reference）に対応するため、現場及び本社事務所において必要となる時間とコンサルタントの必要量（人／月）の見積りを提出するものとする。提案の作成と提出には通常、60日が認められる。

(5) 提案の評価

6.10

- (a) 招請に応じて提出された提案は、計画された方法、日程、職務にあたる人員の経験と能力、提供される監督者の質、会社の幹部が払うべき注意、本社事務所の設備、さらに、もしあれば、他社から提供を受けられる支援について、注意深く分析、比較されるものとする。当該業務を履行する予定になっている国の言語と習慣に習熟しているかどうかにも十分な考慮が払われなければならない。
- (b) 提案評価の目的は、最もよく知られた会社、または最も経験のある会社よりも、当該業務を履行する技術的な能力に基づいて、最も適切な提案を選定することである。さまざまな要因のうち、当該業務に任命される人員が最も重視されるべきである。

(6) 契約交渉

6.11

- (a) 当該任務に最適と見なされる会社（または共同事業体）が選定された後、契約の費用およびその他の条件について合意するための交渉が、遅滞なく開催されなければならない。契約交渉においては、選定された会社の行う提言を考慮することが可能であり、その結果、しばしば業務の範囲が改定されることがある。この場合、費用について意味のある交渉を開始できるのは、業務の範囲について合意が得られた後になる。
- (b) 選定された会社のために交渉を行う当該会社の代表者は、コスト見積りを討議し、関連する諸要件が適切であることを示す準備をし、拘束力のある契約を締結する権限を有しなければならない。
- (c) 合意に達することができない場合、交渉は、ADBの同意を得て終了され、次順位の会社との交渉が開始されるものとする（必要な場合は、さらに次

の順位の会社と合意に達するまで交渉が続けられる)。

6.12

(a) ADBの技術支援プロジェクトに関する相当規模の契約で、ADB自身がコンサルティング会社を選定する場合、支援の受け入れ機関の代表者を交渉に参加するよう招請することが望ましい。

(b) 借り手がADB融資プロジェクトに関してコンサルティング会社と契約交渉を行う場合、ADBは、借り手の要請があれば、前掲第3.02節(b)に規定されているとおり、ADBの職員を交渉に参加させ、交渉を支援させることができる。

(7)2 通封筒システム

6.13

ADBは、通常、上記第6.08節に規定するとおり、費用見積りの記入のない提案をコンサルティング会社から求めることになっているが、借り手は、希望すれば、次の手順に従って「2通封筒システム」を利用することによって、技術提案とともに価格提案を求めることができる。

(i) 技術提案と費用見積りは、「選抜候補名簿(ショートリスト)」に記載された各コンサルティング会社から、別々の封筒で、同時に入手するものとする。費用見積りは、密封封筒で提出されるものとする。

(ii) 技術提案は、上記第6.10節に規定されるとおり、最初に評価、格付けされるが、費用見積りは、別に未開封のまま保管しておくものとする。

(iii) 次いで、第1順位の会社が契約交渉に招請され、当該会社の費用見積り封筒は、同社の立会の上で開封されるものとする。

(iv) 第1順位の会社と受諾可能な費用条件の合意ができない場合、交渉は、ADBの同意を得て終了

され、次の順位の会社が交渉に招請されるものとする(必要があれば、合意が得られるまで、この過程が繰り返される)。

- (v) 契約が合意された場合、他の会社の費用見積り封筒は、未開封のまま当該会社に返却されなければならない。

(8) 特殊な選定手続

6.14

前掲第6.03 - 6.13節に述べたコンサルティング会社の選定に関する一般的手続は、次のような例外的な場合には、ADBは、これを適用しないことができる。例えば、同一プロジェクト(前掲第5.06節に規定されているとおり)または密接に関連したプロジェクトに以前参加したため、当該1社だけが提案の提出を求められているというような十分正当な理由がある場合である。

・ コンサルティング会社に関する ADB のファイル

7.01

ADBは、多くのコンサルティング会社から提供されたその能力及び経験に関する情報ファイルを保有している。こうした情報は、ADB自身によるコンサルティング会社の選定（前掲第2.01節参照）に当たって使用する。これらの情報はまた、ADBが借り手の推せんまたは選定した会社を受け入れるかどうか評価する場合の基礎資料となる（前掲第3.02節参照）。

7.02

ADBが、ある会社の情報を提供されたからといって、当該会社をADBの関連業務に雇用したり、当該会社の特定プロジェクトへの指名を承認することを意味するわけではない。言い換えれば、ADBは、承認済みコンサルティング会社のリストを持っているわけではない。

個人コンサルタント

(1) 業務の種類

8.01

個人コンサルタント(注)は、通常、ADBまたはその借り手が次の業務を実施するため雇用する。

- (i) フィージビリティ・スタディの作成、見直し、補足または更新。
- (ii) ADBの開発途上加盟国による制度の創設ないし強化、産業部門別調査、または開発計画策定の支援。
- (iii) ADB職員による、特定の業務の実施に対する支援、または、その他ADBのための特別な業務の実施。
- (iv) 借り手に対するプロジェクト実施の支援。

(2) 選定手続

8.02

特定の事例において別途ADBが合意する場合を除き、本項の次節以下に規定する手続は、ADBまたはその借り手が個人コンサルタントを選定する場合に適用される。

8.03

個人コンサルタントの選定手続は、(前掲第6.01 - 6.14に規定される)コンサルティング会社の選定に適用される手続に比べ簡略である。但し、コンサルティング会社に対する業務内容指示書(Terms of Reference)の作成に関する前掲6.02節の諸規定は個人コンサルタントを選定し、雇用する場合にも適用される。

注： このガイドラインでいう「個人コンサルタント」と「コンサルティング会社」の相違については前掲第1.03節参照。

8.04

個人コンサルタントの選定と雇用に当っては、前掲第4.01 – 4.03節に規定したとおり、国内コンサルタント及びその他開発途上加盟国のコンサルタントの利用を奨励しているADBの政策に十分配慮がなされなければならない。

8.05

個人コンサルタントは、直接雇用することもできるが、学術機関、政府機関や国際機関またはコンサルティング会社などの組織を通して雇用することができる。

8.06

個人コンサルタントの選定にあたっては、利用できる情報源をできるだけ利用し、ADBの複数の加盟諸国から選ばれた受当な数の適切な候補者のリストを作成するものとする。その後、選定された候補者は、連絡を受け、当該業務に対する関心と、当該業務を引き受ける能力について照会を受ける。次いで、業務に応じられる候補者は、主として、その資格と経験に基づいて格付けされ、その上で、第1順位のコンサルタントとの契約交渉が行われる。合意に達しない場合には、第2順位のコンサルタントに連絡するものとする(必要があれば、合意が得られるまでこの過程が続けられる)。

8.07

(a) ADBが技術支援プロジェクトのために個人コンサルタントを選定する場合、候補者の氏名を、その資格概要とともに受け入れ機関に送付し、その同意を求めなければならない。

(b) 借り手がADB融資プロジェクトのために個人コンサルタントを選定する場合、候補者の氏名を、その資格概要とともにADBに送付し、その同意を求めなければならない。

補則

(1) コンサルタント募集の時期

9.01

プロジェクトが合意された実施日程に従って実施されるためには、プロジェクトに必要なコンサルタントを迅速に選定し、雇用することが重要である。コンサルタント雇用が遅れると、通常、プロジェクトの実施日程に影響を及ぼすことになる。

9.02

あらゆる準備作業（業務内容指示書と適格コンサルタントのリスト作成を含む）が、当該プロジェクトの評価後、早い段階で完了しており、コンサルタントの実際の募集（下記第9.03節の第一文参照）が、当該プロジェクトのADBによる承認後直ちに開始される場合、コンサルタント雇用に必要な時間は短縮することができる。

9.03

コンサルティング会社の場合の提案に対する招請状（前掲第6.06 - 6.09節参照）及び個人コンサルタントの場合の雇用の可能性についての照会状（前掲8.06節参照）は、ADBが当該プロジェクトを承認した後はじめて送付されるものとする。しかし、十分な理由のある特別な場合には、ADBが事前の雇用活動を個別に承認することを前提に、プロジェクトを予定どおり進めるため、プロジェクトの承認前に雇用活動を行うことができる。但し、ADBが事前雇用活動を承認したとしても、ADBがその後プロジェクト自体を承認する約束をしたことにはならない。

9.04

前掲第5.06節及び6.14節の規定に従って、コンサルティング会社が直接借り手により雇用される場合、借り手は、通常、関連する貸付契約の締結後90日以内に同社との契約交渉を完了させるものとする。

(2) コンサルタントの提言

9.05

借り手は、コンサルタントからの提言または助言を十分検討した後、当該提言または助言を採用すべきでない、または、これを受諾するのが適切でないと考えられる場合、借り手は、ADBがその対応に異論がないかどうか、ADBに確認するものとする。この場合、ADBは、これに同意するか否かを決定する前に、通常借り手を通じて、コンサルタントの意見を聴取する。

(3) 契約の終了

9.06

コンサルタントとの既存契約を業務の完了前に終了させる必要がある場合、コンサルタントの交替手続は、貸付プロジェクトの場合、借り手の意見を尊重した上で、案件毎にADBによって決定される。



アジア開発銀行

6 ADB Avenue, Mandaluyong City,
0401 Metro Manila
Philippines

住 所 : P.O. Box 789
0980 Manila, Philippines
電 話 : (632) 632-4444
ファックス : (632) 636-2444
SWIFT Address : ASDBPH MM
テレックス : 29066 ADB PH (RCA)
63587 ADB PN (ETPI)